

平成29年度 第3四半期 指摘事項一覧

原子力事業所又は原子力施設名:九州電力(株) 玄海原子力発電所

作成責任者 統括原子力運転検査官 今枝 俊幸

番号	指摘日	事務所担当者	事業者対応者	指摘(要旨)	事業者回答日	事業者の処置状況
1	平成29年11月6日	河原田	防災課長	<p>その他自然災害発生時等における必要な体制の整備と手順の整備において、防災課長は「要員の配置」を行うこととされているが、下位規定では要員の配置を定めた基準に基づいて、各課から人員の指定を受け実施していることから、保安規定の定めるところと実体が一致していない。</p> <p>また、下位規定の中にそれらの業務プロセス、責任及び権限に関することが明確に記載されていない。</p>	平成29年11月23日	<p>保安規定の要求に対して、類似箇所を含め実態に即した表現に「非常事態対策基準」を改正した。</p> <p>また、教育訓練基準のリンク先を明確にするため、「非常事態対策基準」を改正した。</p> <p>(非常事態対策基準、平成29年11月22日決定、11月30日適用開始)</p>
2	平成29年11月6日	河原田	防災課長 保修第二課長	<p>重大事故等の資機材を定めたリストについて、「非常事態対策基準」本文から下位規定の「非常事態対策要領」の添付資料までのつながりが不明確で、不十分なもの、資機材の品目数量等が明確に示されていないものがある。</p>	平成29年11月23日	<p>「非常事態対策基準」と「非常事態対策要領」の各添付資料とのつながりが明確になるよう、「非常事態対策要領」本文中に「非常事態対策基準」の該当箇所の呼び込みを行った。また、「非常事態対策要領 添付資料6 資機材点検チェックシート」に「非常事態対策基準」の該当箇所の呼び込み及び点検要領の記載を行った。</p> <p>(非常事態対策要領 平成29年11月22日決定、11月30日適用開始)</p> <p>また、資機材リストとして品目、数量が把握できる様式に見直した。</p> <p>(保安規定に基づく保修業務要領(3,4号) 平成29年11月22日決定、11月30日適用開始)</p>
3	平成29年11月7日	堤	安全品質保証 第二統括室長 防災課長	<p>「防災課教育訓練要領」の規定文書の表紙に記載されている、制定年月日と同文書改正履歴中に記載されている制定年月日が異なることを指摘した。事業者から、表紙の制定年月日が誤っていること及び改正履歴中にも別の年月日の誤りがあったことが報告された。当初、事業者からは不適合処置ではなく記録の修正を行う方針である旨聴取したが、後日、不適合処置を行ったとの報告を聴取した。</p> <p>本件については、当初、不適合ではないとしたことについて、事業者は不適合判断のガイドである「玄海原子力発電所不適合管理運用ガイドライン」の改正を検討するとしている</p>	平成29年12月26日	<p>不適合判断の更なる明確化のため、今回の事象を「玄海原子力発電所不適合管理運用ガイドライン」に「運5」の事例として追加し、改正した。</p> <p>(平成29年12月26日決定、12月27日適用開始)</p> <p>本事象の不適合に伴う是正処置については、「玄海原子力発電所不適合管理基準」に基づき、必要な再発防止対策及び水平展開を行う。</p>

平成29年度 第3四半期 指摘事項一覧

原子力事業所又は原子力施設名：九州電力(株) 玄海原子力発電所

作成責任者 統括原子力運転検査官 今枝 俊幸

番号	指摘日	事務所 担当者	事業者 対応者	指摘(要旨)	事業者 回答日	事業者の処置状況
4	平成29年11月7日	河原田	本店	<p>自然災害に係る新たな知見等の収集と反映の位置付けについて、保全の有効性評価のためのデータ収集と位置付けていることの妥当性について事業者の考え方を求めた。これは地震(耐震)に係る知見の収集と反映を求められた際、保守管理に位置付けた経緯があり、その延長上で、「地震、津波」「竜巻、火山」をこのカテゴリに入れたものと思われるが、本質的に対象が保守管理のPDCAに納まる性質のものではないと考えられる。</p> <p>また、自然災害に係る知見等の収集と反映の対象として、地震、津波、竜巻、火山のみを対象としているが、降雪その他の自然災害も考慮する必要がある。</p>	平成29年11月22日	<p>「保全の有効性の評価」の枠以外のものについては、予防処置に係るものとして位置付け、取り扱うこととし、「原子炉施設の耐震及び耐津波に係る新知見の反映実施要領」、「原子炉施設の竜巻、火山、その他自然災害への防護に係る新知見の反映実施要領」及び「予防処置基準」を改正した。</p> <p>また、降雪等のその他の自然災害に関する情報も収集し、取り扱うこととし、「原子炉施設の竜巻及び火山防護に係る新知見の反映実施要領」を「原子炉施設の竜巻、火山、その他自然災害への防護に係る新知見の反映実施要領」へ改正した。</p> <p>(本店 品質マニュアル、保守管理基準、予防処置基準 平成29年11月21日決定、11月24日から適用開始)</p>
5	平成29年11月9日	河原田	本店	<p>原子力管理部長が定める「本店非常事態対策基準」において、全ての業務について原子力管理部長が実施する、と規定されており、その規定する記述において関係する他の部署や指揮監督下のグループ長に権限、責任を委譲する等、役割を明確にしていない。</p>	平成29年11月22日	<p>原子力管理部長が下位のグループ長に行なわせる業務を、「本店非常事態対策基準」に明確に記載した。</p> <p>(平成29年11月21日決定、11月24日から適用開始)</p>
6	平成29年11月10日	河原田	<p>防災課長 保修第二課長 安全管理第二課長 技術第二課長</p>	<p>(重大事故等発生時の体制の整備)</p> <p>・資機材チェックシートに基づいて、「第3保管エリア」と「代替緊急時対策所」に保管する資機材について抜き取りにより、品目、数量、保管状況を確認した。リストは使用用途、保管エリアごとにまとめられているが、各品目は複数のコンテナに分散格納しているため、このリストに従って点検していくと格納場所を行き来しなければならず、合理的ではない。点検上の確認ミスにもつながる要因であり、改善が望ましい。</p> <p>また、各課の担当する資機材チェックシートの一部に点検頻度が示されていないものが見られたほか、防災課長が資機材の点検結果をとりまとめて所長に報告するプロセスが規定されていないことが認められた。</p>	平成29年11月23日	<p>点検時の確認ミス防止の観点から、保管するコンテナごとにチェックシートを集約する等、資機材点検チェックシートの記載を見直すとともに、リストに必要な要件である点検頻度等を資機材点検チェックシートへ記載し、以下の基準・要領を改正した。</p> <p>「放射線管理要領(3,4号)」「技術調査業務要領(3,4号)」「保安規定に基づく保修業務要領(3,4号)」</p> <p>点検結果をとりまとめた所長への報告について、「非常事態対策基準」にプロセスを記載し改正した。</p> <p>(平成29年11月22日決定、11月30日適用開始)</p>
7	平成29年11月14日	松岡	<p>技術第二課長 保修第二課長 防災課長</p>	<p>第83条第1項で定める運転上の制限を満足していない場合、代替措置として代替措置計画を定め原子炉主任技術者の確認を得ることになっている。しかし、原子炉主任技術者がその代替措置計画を確認したことを示す様式が明確に定められていないため確認の有無が適切に示せない可能性があるため、検討を求めた。</p>	平成29年11月23日	<p>代替措置計画の内容を記載する様式を定め、原子炉主任技術者がその内容を確認したエビデンスとして押印することとし規定類(保安規定に基づく保修業務要領(3,4号)、技術調査業務要領(3,4号)、非常事態対策基準)を改正した。</p> <p>(平成29年11月22日決定、11月30日適用開始)</p>

平成29年度 第3四半期 指摘事項一覧

原子力事業所又は原子力施設名:九州電力(株) 玄海原子力発電所

作成責任者 統括原子力運転検査官 今枝 俊幸

番号	指摘日	事務所担当者	事業者対応者	指摘(要旨)	事業者回答日	事業者の処置状況
8	平成29年11月15日	河原田	防災課長	重大事故対応要員の直の交替時の引継ぎでは、全体指揮者は、所要の引継ぎ事項や取った所要の措置がある場合、その記録を引継ぎ簿等により残す必要があるものと考え。また、定時の直体制のチェックにおいては、人員の健康状態を含む体制の確認として、人員、資機材その他の異常有無について報告を受けることを明記する必要がある。	平成29年11月23日	引継ぎ時には、要員の変更情報及びその他必要な連絡事項を様式3「重大事故等対策要員等確認簿」の記事欄に記載すること、体制チェックにおいては、要員の健康状態等を報告すること等を追加し、「非常事態対策要領」を改正した。 (平成29年11月22日決定、11月30日適用開始)
9	平成29年11月15日	河原田	防災課長 保修第二課長	防火帯の巡視点検において、「可燃物の有無」をチェックする項目があるが、常設物以外の許可を得ない資機材等がないことをチェックするべきである。	平成29年11月23日	点検に用いるチェックシートの確認内容を見直し、可燃物又は許可されていない資機材が設置されていないことを確認する記載とし、「火災防護計画(要領)」及び「作業管理要領(3,4号)」を改正した。 (平成29年11月22日決定、11月30日適用開始)
10	平成29年11月16日	堤	保修第二課長	「定期試験(電一(9) 直流電源用発電機動作確認試験)手順書を確認したところ、合否判定は「保安規定に定める2台以上が動作可能であること」としていた。本手順書は3、4号共通で定期試験を行うものであるため、合否判定は保安規定に定める所要数の1基分(1台×2)の倍の4台以上が動作可能である事を指摘した。他にも、「定期試験(電一(6) 予備ケーブル(号炉間電力融通用)機能確認試験)手順書において、ケーブル長の違いを考慮した判定基準になっていない事を指摘した。 さらに、「電一(9) 直流電源用発電機動作確認試験」のような判定基準の誤りが2件、「電一(6) 予備ケーブル(号炉間電力融通用)機能確認試験」のように複数の設備を組み合わせて判定するものが2件認められた。 定期試験の判定基準として適切かどうかの観点から文書をレビューしなければならないが、今回記載が適切でない箇所が複数検出された。	平成29年11月17日 平成29年11月23日	【平成29年11月17日】 「定期試験(電一(9) 直流電源用発電機動作確認試験)手順書の判定基準の誤りについては、不適合処置を行い、判定基準を改正した。 【平成29年11月23日】 合否判定の誤りや記載が不十分であった当該定期試験手順書については、適切な判定ができるよう「保安規定に基づく保修業務要領(3、4号)」の改正を行った。また、同要領に定める他の定期試験手順書についても、同様な問題の有無を確認し、問題が確認された定期試験手順書については、改正を行った。 (平成29年11月22日決定、11月30日適用開始)
11	平成29年11月17日	河原田	防災課長 保修第二課長	現場巡視による可燃物管理の実施状況を確認したところ、3/4号機補助建屋内の少量危険物保管庫に保管されている品目のうち1品目(石油系洗剤1缶18ℓ)が届け出のリストから漏れていることが認められた。 届出量と実際の量が異なっていることから、他に同様のものがないか確認を求めた。 本件は、可燃物管理における制限発熱量に対して極めて少量であり、日常的に使用の都度補充するもので、消耗品の管理に係る課題として抽出された事案であり、不適合処置を行ったとの報告を聴取した。	平成29年11月22日	火災区画に保管していた石油系洗剤(18ℓ)は、当日の作業に使用する量を保管庫に一時的に持ち込み保管したものであった。制限発生熱量未満ではあるものの、結果として申請量以上の可燃物を持ち込んだこととなった。 他の区画について確認したところ、同様の持ち込みはなかった。 本事象の不適合に伴う是正処置については、「玄海原子力発電所不適合管理基準」に基づき、必要な再発防止対策及び水平展開を行う。